

## 【参考】

### 内水面漁業協同組合の 取組について

内水面漁業協同組合では、うなぎ資源の回復のため、今回の「うなぎの採捕制限」に加えて、以下の取組を行っています。

#### 毎年10月から翌年3月までの期間、 うなぎを禁漁とする。

これは、内水面漁業協同組合の組合員はもちろんのこと、遊漁券による採捕を行う遊漁者にも適用されます。ご協力をお願いします。

宮崎県内の内水面漁業協同組合では、漁業権が設定されている各河川において様々な魚等の水産動物の放流を行うとともに、遊漁規則を通じて遊漁者との調整を行い、河川における水産資源の維持増大及び有効利用を図っています。

宮崎県内水面漁場管理委員会事務局  
(宮崎県水産政策課漁業・資源管理室内)

TEL 0985-26-7146

宮崎県内水面漁業協同組合連合会

TEL 0985-22-5476

## うなぎの 採捕制限について

### 産卵のため海へ下る うなぎの保護

